

事務連絡
令和7年11月28日

病院団体 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～において、医療機関や薬局に対して、報酬改定の時期を待たず、前倒しで補助金を医療・介護等支援パッケージにて緊急措置することが盛り込まれたところです。

医療分野においては、

- ・ 救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応に向けた支援を行うほか、
- ・ 物価を上回る賃上げの実現に向けた支援

等を行うとともに、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューとして、医療機関等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することや、同交付金の拡充についても盛り込まれています。

その上で、本日、閣議決定された令和7年度補正予算案には、

- ・ 「医療・介護等支援パッケージ」として1兆3,649億円
(医療分野1兆368億円のうち、賃上げ・物価上昇に対する支援分5,341億円)
- ・ 「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの拡充として2.0兆円

が盛り込まれたところです。

物価上昇等の影響を受けて厳しい状況にある医療機関等に対する支援は、厚生労働省として、エネルギー価格や食料品価格等に対する支援であり昨年度補正予算から大幅に拡充された「重点支援地方交付金」の活用及び、当該経費以外の診療に必要な経費に対する支援となる「医療・介護等支援パッケージ」の活用により、双方の事業の枠組みを活用し、緊急かつ実効性のある支援を強力に進めていきたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別添の事務連絡を発出し、各都道府県において重点支援地方交付金を活用した支援を検討する際の参考となるよう、優良な活用事例や標準の考え方を示すとともに、都道府県議会への予算案の提出等、可能な限り年内での予算化に向けた検討をはじめとする、早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくようお願いしたところです。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事務連絡
令和7年11月28日

各 都道府県
市区町村 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医薬局総務課

「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」の双方の活用について

平素より、医療行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を 希望に変える～において、医療機関や薬局に対して、報酬改定の時期を待たず、前倒しで補助金を医療・介護等支援パッケージにて緊急措置することが盛り込まれたところです。

医療分野においては、

- ・ 救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応に向けた支援を行うほか、
- ・ 物価を上回る賃上げの実現に向けた支援

等を行うとともに、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューとして、医療機関等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することや、同交付金の拡充についても盛り込まれる見込みです。

その上で、本日、閣議決定された令和7年度補正予算案には、

- ・ 「医療・介護等支援パッケージ」として1兆3,649億円
(医療分野1兆368億円のうち、賃上げ・物価上昇に対する支援分5,341億円)
- ・ 「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューの拡充分として2.0兆円

が盛り込まれたところです。

物価上昇等の影響を受けて厳しい状況にある医療機関等に対する支援は、厚生労働省として、エネルギー価格や食料品価格等に対する支援であり昨年度補正予算から大幅に拡充された「重点支援地方交付金」の活用及び、当該経費以外の診療に必要な経費に対する支援となる「医療・介護等支援パッケージ」の活用により、双方の事業の枠組みを活用し、緊急かつ実効性のある支援を強力に進めていきたいと考えております。

つきましては、重点支援地方交付金の活用事例等について下記にお示しいたしますので、各都道府県・市区町村においては、都道府県議会への予算案の提出等、可能な限り年内での予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願い申し上げます。

※ なお、「医療・介護等支援パッケージ」のうち、賃上げ・物価上昇に対する支援の早期予算化については、「令和7年度補正予算案「医療・介護等支援パッケージ」における「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」の早期予算化について(要請)(令和7年11月28日事務連絡)」をご参照ください。

また、本事業を含む令和7年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、本事務連絡の内容につきましては、重点支援地方交付金を所管しております内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 重点支援地方交付金(光熱費等)の活用事例について

- 令和6年度補正予算を活用した重点支援地方交付金の活用事例について以下のとおりお示ししますので、今般の支援を検討する際に参考にしてください。
- 支援の検討に当たっては、
 - ・ 令和7年度補正予算案では推奨事業メニューが拡充(※1)されていること
 - ・ 光熱費や食材料費は令和6年度からさらに高騰している状況(※2)にあること
 - ・ 燃料費については、例えば、現在の小売価格は「燃料油価格定額引下げ措置」による補助によって、補助なし価格より低く抑えられていること等を踏まえてご検討をお願いします。

※1 令和7年度補正予算案では、令和6年度補正予算で0.6兆円とされていた推奨事業メニューが2.0兆円に拡充されている。

※2 消費者物価指数について、令和7年4月～10月までにおける「食料」は前年度同月比の前年同期間(令和6年4月～10月まで)の同指数からの伸び率の平均値が6.86%、同様の比較における「光熱・水道」は2.76%となっている。

- また、例えば、医療機能に応じた加算や特別高圧受電契約である医療機関への加算、歯科技工所、訪問看護ステーション、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所等への措置など、地域の実情に応じた内容となるようご検討をお願いします。

<活用事例（各都道府県の実績）>

- 下表のとおり、令和6年度補正予算による重点支援地方交付金の積増し等を受けて各都道府県が実施した光熱費等高騰への支援事業の補助額の実績をまとめました。具体的な補助額の設定に当たっては、以下の表をご参照いただき、医療機関における光熱費等の高騰状況を適切に反映した額としてご検討いただくようお願いします。

	中央値	上位25%	最大値
病院 ※1 (1病床当たり)	300万円 (1.5万円)	500万円 (2.5万円)	960万円 (4.8万円)
有床診療所 ※1 (1病床当たり)	18万円 (1.8万円)	30万円 (3.0万円)	117万円 (11.7万円)
無床診療所(1施設当たり) (歯科診療所を含む)	5.3万円	10万円	33.3万円

※1 病院については200床規模で各都道府県の単価より試算したもの。有床診療所については10床規模で各都道府県の単価より試算したもの。

※2 参考までに、上記の補助額の実績を、一月あたりの補助額に推計した実績について
ても以下の表の通りお示しますので、ご活用下さい。

	中央値	上位25%	最大値
病院 ※1 (1病床当たり)	50.0万円 (2.5千円)	60.0万円 (3.0千円)	212万円 (1.1万円)
有床診療所 ※1 (1病床当たり)	2.8万円 (2.8千円)	4.2万円 (4.2千円)	14万円 (1.4万円)
無床診療所(1施設当たり) (歯科診療所を含む)	0.8万円	1.3万円	3.5万円

<活用事例（特定の各都道府県の事例）>

自治体A	病院:3万/床、有床診療所:38万/施設、無床診療所:12万/施設、 歯科技工所・施術所・助産所・訪問看護ST:5万/施設
自治体B	病院(300床以上):166万+3.4万/床(300床未満は83万+3.4万/床)、 有床診療所:83万+3.4万/床、無床診療所・助産所:33.3万/施設、 歯科技工所・薬局:16.6万/施設、施術所:8.3万/施設
自治体C	病院:20万+1万/床(特別高圧契約施設:2.1万/床加算)、 有床診療所:20万+1万/床、無床診療所・助産所:10万/施設、 施術所:3.3万/施設
自治体D	病院:高度急性期5万/床、急性期2.5万/床、感染症・結核2.5万/床、 回復期・慢性期・精神1.5万/床(別途、特別高圧契約施設への加算あり)
自治体E	病院:1.3万/床(特定機能病院、地域医療支援病院及び救命救急センター、総合周産期母子医療センター又は、小児救命救急センターを運営する病院)、有床診療所:【3床以下】1.3万/床、【2床以下】3.3万/施設 無床診療所:3.3万/施設、歯科技工所:1万/施設 薬局・助産所:3.3万/施設、施術所:1万/施設 看護職員養成所:5千/定員

- なお、今後、重点支援地方交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思います。
- 事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

2 重点支援地方交付金(食材料費)の標準の考え方について

- 支援の検討に当たっては、消費者物価指数について、令和7年4月から10月までにおける「食料」は前年度同月比の前年同期間(令和6年4月から10月まで)の同指数からの伸び率の平均値が6.86%となっていること等、足下の状況を踏まえた適切な支援額の検討をお願いします。

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)】

令和7年度補正予算案 10,368億円

施策名:医療・介護等支援パッケージ(医療分野)

① 施策の目的

- 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。
- さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、(独)福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。
- 賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。
- 病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

ア 賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)】

イ 施設整備の促進に対する支援 【462億円】

ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施

【804億円(優遇融資を行うための(独)福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源】

※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う

エ 医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】

オ 病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】

カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

※医療・介護等支援パッケージ

医政局医療経営支援課

(内線2640)

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

令和7年度補正予算案 5,341億円

医薬局総務課

(内線4264)

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

(交付額) 医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
 - II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
 - III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

<病院>

【基礎的支援】

<u>1床あたり</u>	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

<u>1施設あたり</u>	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院にあっては救急車受入件数にかかわらず1億円を加算し、上記のうち1億円未満の加算は適用しない。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

<有床診療所>

<u>1床 あたり</u>	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

<医科無床診療所・歯科診療所>

<u>1施設 あたり</u>	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

<保険薬局>

<u>1施設 あたり</u>	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

<訪問看護S T>

<u>1施設 あたり</u>	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円

【○施設整備の促進に対する支援】

施策名:イ 施設整備促進支援事業

令和7年度補正予算案 462億円

※医療・介護等支援パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線2550)

① 施策の目的

- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関に対する支援を行うことにより、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金(I-1)の交付対象となる新築、増改築等を行う医療機関に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分等の補助を行う。
(概要)整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。
(交付額)(市場価格 - 補助事業単価) × 国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【国が都道府県事業を支援する場合】



- 医療機関は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に支給
- 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇福祉医療機構による優遇融資等の実施】

施策名:ウ 福祉医療機構による優遇融資への支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案 564億円

医政局医療経営支援課
(内線2672)

① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

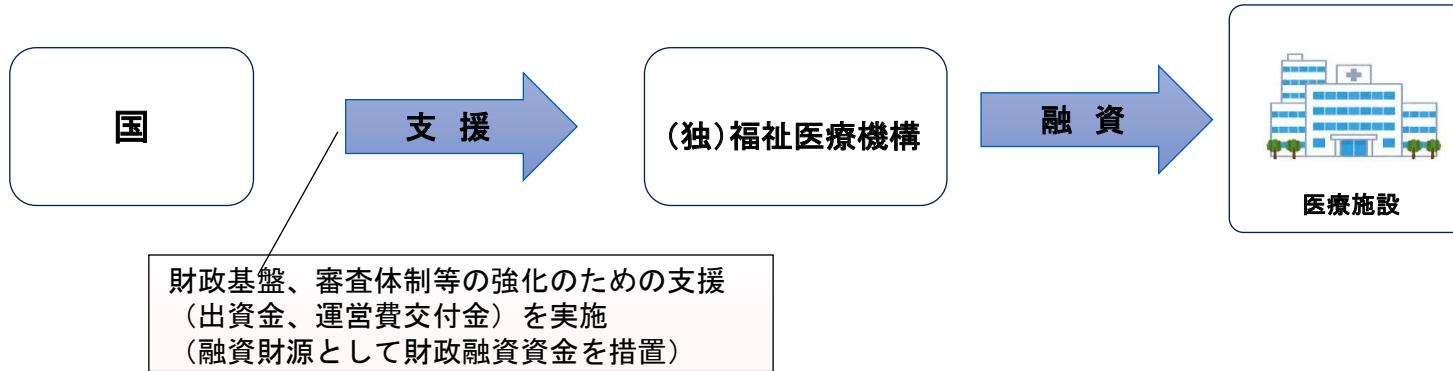
② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた医療機関等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の医療サービスの安定的な提供体制を確保する。

【○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

施策名:ウ 福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設

令和7年度補正予算案 240億円

医政局医療経営支援課
(内線2606、2672)① 施策の目的

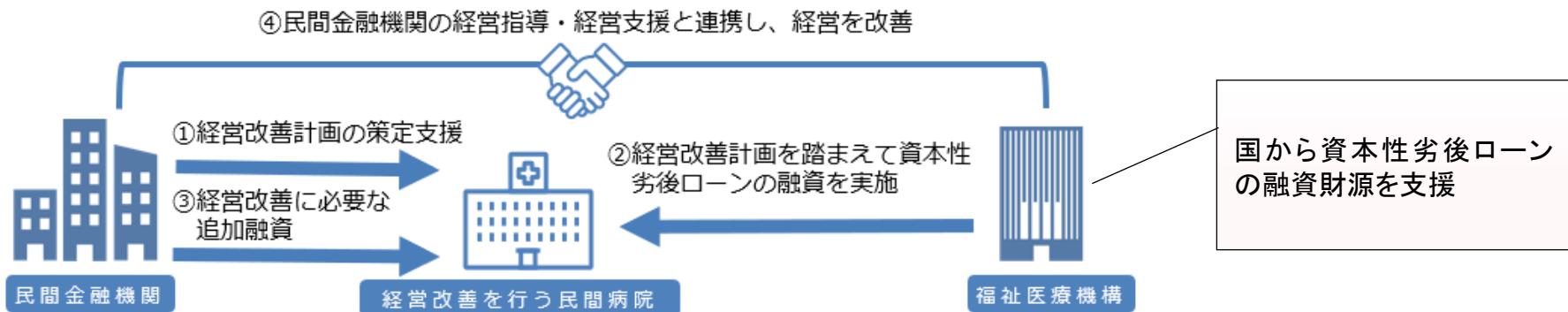
物価高騰の影響を受け、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院に対して資本性劣後ローンを実行する(独)福祉医療機構の融資体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

(独)福祉医療機構の融資メニューに地域で必要な医療機能を有しているながら、債務超過等により必要な新規融資が受けられなくなっている民間病院の財政状況を改善させ、民間金融機関からの融資再開につなげるための資本性劣後ローンを創設する。
必要な融資が実施されるよう、(独)福祉医療機構に対して融資財源の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

資本性劣後ローン融資により債務超過が解消し、財務(BS)が改善されるため、民間金融機関の融資が再開される。併せて民間金融機関と連携した経営改善を行うことで、地域医療の維持に寄与する。

【○生産性向上に対する支援】

施策名:工 医療分野における生産性向上に対する支援

令和7年度補正予算案 200億円

医政局医療経営支援課
(内線2640)

① 施策の目的

業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会(仮称)」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る。

交付額: 1病院あたり1億円(上限)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
 - ・スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、IWB等の導入 ⇒ DX化による情報伝達の効率化
- 取組を行う病院への医療勤務環境改善センターによるサポート体制強化

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関は都道府県に交付申請し、都道府県は国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県を通じて医療機関に所要額を交付決定(補助率4/5)し、都道府県が医療機関に交付
- III 医療機関は都道府県に実績報告(概ね3年後)
- IV 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

業務効率化・職場環境改善に取り組む病院への財政支援を行うことで、職場内の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げ、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇病床数の適正化に対する支援】

施策名:才 病床数の適正化に対する支援

令和7年度補正予算案 3,490億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線4095、2665)

① 施策の目的

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診:4,104千円／床(ただし、休床の場合は、2,052千円／床)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(イメージ図)



- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する (10/10)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。

人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)。

※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

【○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援】

施策名: 力 産科・小児科医療機関等に対する支援

令和7年度補正予算案 72億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課 (内線8048)

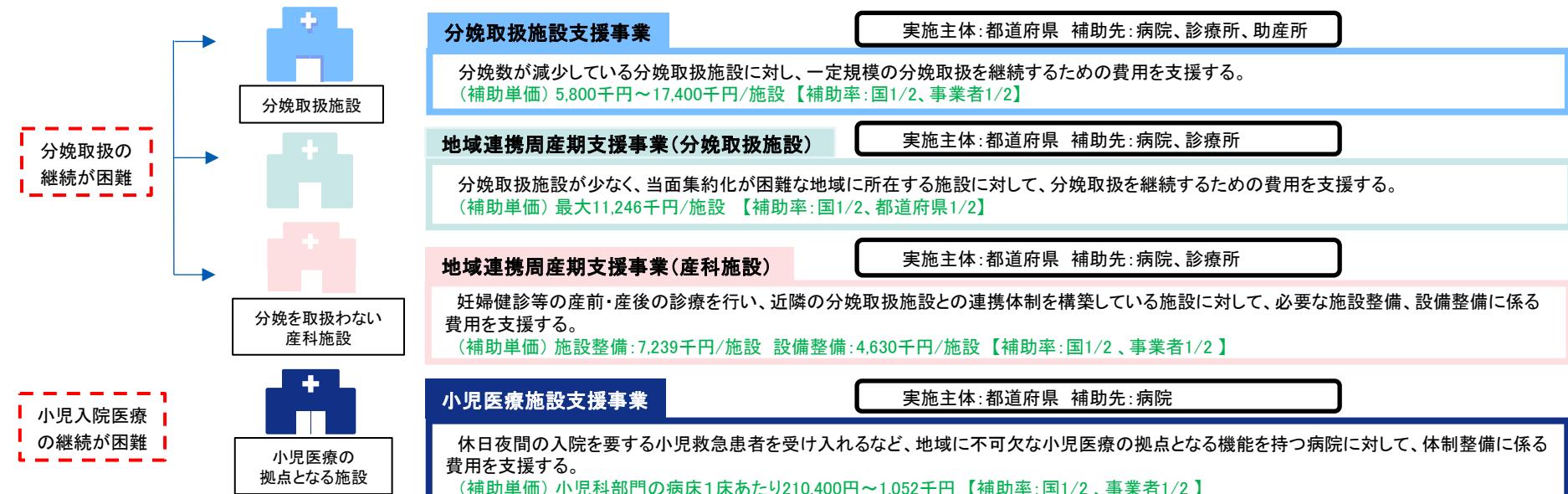
① 施策の目的

出生数や患者数の減少が進行するなかでも、地域でこどもを安心して生み育てることができる周産期医療及び小児医療体制を確保する。

③ 施策の概要

- ・ 地域で安心安全に出産できる体制確保に向けた取組を支援する。
 - ・ 地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向けた取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、施設の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることができる小児周産期医療体制の確保を図る。